

## 1 3月28日、長期入院精神障がい者の地域移行を議論する新たな検討会が発足

平成26年3月28日、厚生労働省（以下、厚労省）の「精神障害者に対する医療の提供を確保するための指針等に関する検討会（第8回）」が4か月ぶりに再開されました。本検討会は、昨年6月に成立した改正精神保健福祉法（第41条第1項）の中に規定された「良質かつ適切な精神障害者に対する医療の提供を確保するための指針」の策定に向けて議論を行うため、昨年7月26日に発足されました。そして、昨年11月29日の検討会（第7回）で「指針案」を取りまとめ、12月のパブリックコメントを経て、今年3月7日に厚生労働大臣告示として官報に掲載されました。

この度、検討会が再開された理由は、指針案を議論する過程で積み残された課題である長期入院精神障がい者の地域移行の方策を議論するためです。そこで、検討会の名称を「長期入院精神障害者の地域移行に向けた具体的方策に係る検討会」と改め、6月中には具体的な方策の取りまとめを行うことになりました。日精看からは引き続き、吉川業務執行理事が構成員として参加しています。

28日の検討会では、事務局（厚労省精神・障害保健課）から、今後の検討の進め方として、以下のようなイメージが提示されました。

- 長期入院患者の実態（患者像）、退院プロセスに係る既存サービス、地域の受け皿としての既存施設等の課題を踏まえながら、さらに必要なサービス、施設の在り方を検討する。
- さらに、長期入院患者の退院の意向に関する調査の実施・結果を踏まえ、退院意欲の喚起に向けた具体的在り方や病床の転換の可否の方向性も検討する。

また、具体的な対策案については、作業チームにおいて整理したものを検討会で議論するとともに、必要に応じて関係者のヒアリングを行うことの提案を受け、議論が行われました。

日精看からは、長期入院精神障がい者の地域移行支援については長年議論が行われてきているため、再び同じ議論を繰り返すのではなく、病院（医療）が取り組める実効性の高い方策を検討することが重要であるという意見を出しました。また、長期入院患者を「1年以上」と一括りにするのではなく、65歳以上の長期入院患者の地域移行と地域生活支援や制度運用については、個別の課題として検討する必要があることなどを提案しました。

第2回の検討会は、5月中旬に開催される予定です。なお、「本検討会資料」へのリンクと3月7日に告示された「指針」は、学術集会専用ホームページ『看護管理者の部屋＜精神科看護管理者のための資料館＞』に掲載していますので、ご参照ください。

- 本ニュースは毎月1～2回、配信を希望された日精看会員の方にメールかFAXでお送りしています
- 本ニュースのPDFは日本精神科看護学術集会専用ホームページ「看護管理者の部屋」でダウンロードできます
- 配信の中止、配信先の変更は、日精看事務局までお知らせください
- 日精看事務局 〒108-0075 東京都港区港南2-12-33 品川キャナルビル7F tel 03-5796-7033 fax 03-5796-7034

## ② 平成26年度診療報酬改定における

### 「精神療養病棟」の施設基準等について

これまでの協会主催の説明会で最も多く寄せられた質問は、精神療養病棟入院料の施設基準として新たに設けられた「退院支援相談員」と、改正精神保健福祉法で創設された「退院後生活環境相談員」を兼務することが可能か否かという内容でした。

この点について、3月中旬より厚労省に何度も照会していますが、精神保健福祉法を所管する精神・障害保健課と診療報酬を所管する医療課との間で協議中とのことで、3月28日時点においても、結論が出ていません。今後、決まり次第、本ニュースやホームページ等を通じて早急にお知らせをする予定です。

## ③ 本日より改正精神保健福祉法施行される

### ～今後の指導監督等の徹底について

本日（4月1日）より改正精神保健福祉法が施行され、新たな医療保護入院の手続きや早期退院に向けた仕組みが運用されるようになります。協会主催の説明会では、医療保護入院の家族等の手続きや、市町村長同意の取り扱いなどに関する質問や現場の戸惑いが多く聞かれました。

協会では今後、新たな制度の運用に関する重要事項について、都道府県支部や会員施設代表者を通じて、広くお知らせしていく予定です。また、新たな制度に関する運用上の課題等について、6月頃より実態調査を行う予定にしていますので、会員の皆様に調査結果を報告するとともに、改善が必要な内容については、厚労省（精神・障害保健課）に提言を行う予定です。

現時点の重要事項として、改正精神保健福祉法の施行に伴う「精神病院に対する指導監督等の徹底について」（厚生労働省、障発0311第6号、平成26年3月11日および障精発0314第1号、平成26年3月14日）を、学術集会専用ホームページ『看護管理者の部屋＜精神科看護管理者のための資料館＞』に掲載しています。

今後の都道府県等による実地指導等の準備に向けて参考にしてください。

●学術集会専用ホームページに設置した『看護管理者の部屋＜精神科看護管理者のための資料館＞』では、診療報酬改定や改正精神保健福祉法など制度・政策に関するさまざまな資料を随時アップしていますので、ぜひご活用ください。

●また、6月6日から開催する第39回日本精神科看護学術集会（広島）で特別に実施する精神科看護管理者向けセミナーや管理者交流会に関する情報は、同ホームページの『プログラムのご案内＜管理者サミット in 精神科看護＞』でご案内していますので、あわせてご覧ください。

- 本ニュースは毎月1～2回、配信を希望された日精看会員の方にメールかFAXでお送りしています
- 本ニュースのPDFは日本精神科看護学術集会専用ホームページ「看護管理者の部屋」でダウンロードできます
- 配信の中止、配信先の変更は、日精看事務局までお知らせください
- 日精看事務局 〒108-0075 東京都港区港南2-12-33 品川キャナルビル7F tel 03-5796-7033 fax 03-5796-7034